

「総合評価方式の運用」令和8年4月 主な改定内容

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

今回の主な改定は以下のとおりである。なお、この改定は令和8年4月1日以降公告の工事より適用する。

【評価に対する運用事項の改定】

- (1) 入札選定基準額の変更
建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の改正(令和8年4月予定)に伴い、一般競争入札方式の選定基準を「工事規模が6千万円以上」とする。
あわせて、特別簡易型の工事規模を「工事規模1.8億円未満」とする。
- (2) 評価対象の見直しについて
建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、下記改定を行う。
 - ① 労務費見積り尊重宣言
原則必須項目とする。
 - ② 沖縄県所得向上応援認証企業
「沖縄県所得向上応援認証制度」にて認証を受けた企業を評価する。
- (3) その他、法改正に伴う修正、および評価対象参考例の記載年度等を修正